

平成30年度「教育委員会における学校の業務改善 のための取組状況調査」の結果について



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査

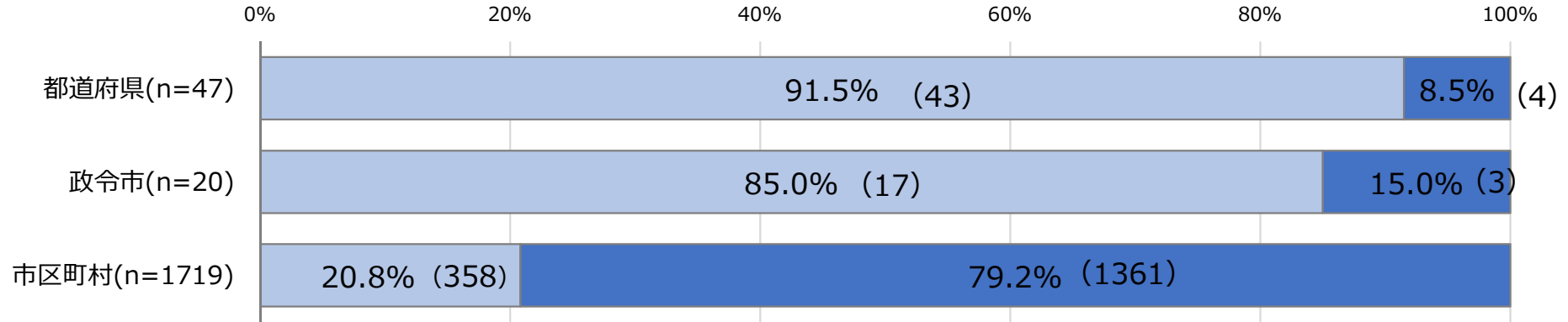
文部科学省では、昨年12月に「学校における働き方改革に関する緊急対策」(以下「緊急対策」という。)を取りまとめ、本年2月に、各教育委員会に対して緊急対策を周知するとともに、学校における業務改善や勤務時間管理等に係る取組の徹底を依頼し、各教育委員会における学校の業務改善のための取組状況について、定期的なフォローアップを行っていくこととしている。

【調査概要】

- 調査日 : 平成30年4月1日時点
- 調査対象 : 都道府県教育委員会47
政令指定都市教育委員会(以下「政令市」という。)20
市区町村教育委員会(政令市を除く)1,719
- 回答数 : すべての教育委員会1,786
- ※ 今回の調査は、平成28年度から実施している「教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査」について、緊急対策等の内容を踏まえて項目を見直して実施したもの。
- ※ 公表日は、平成30年8月22日。
- ※ 都道府県・政令市・市区町村別の調査結果については、文部科学省のHPに掲載。
URL → http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/uneishien/detail/1407520.htm

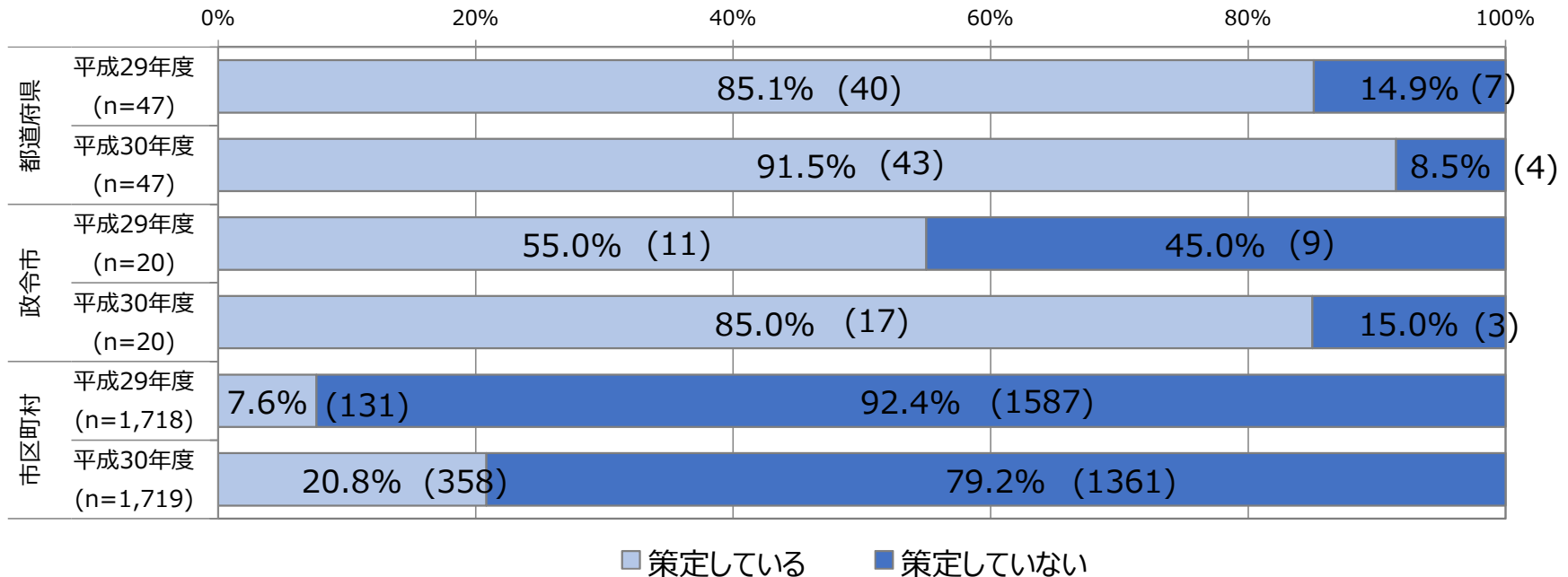
結果概要① 所管の学校に対して業務改善方針や計画を策定している教育委員会数

○所管の学校に対して業務改善方針や計画を策定している教育委員会は、都道府県43(91.5%)、政令市17(85.0%)、市区町村358(20.8%)となっており、それぞれ昨年度と比べて増加しているが、市区町村での取組を一層推進する必要がある。



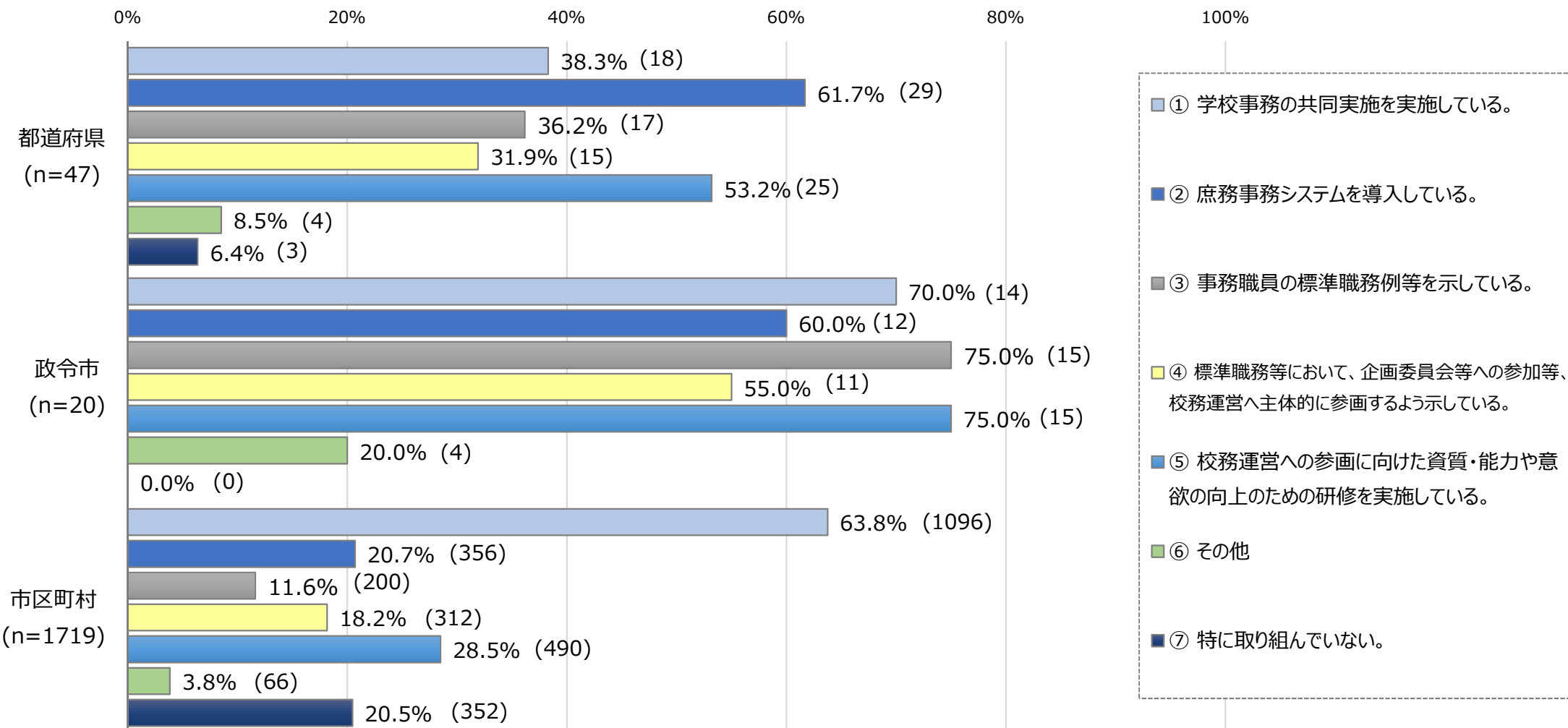
■ ① 所管の学校の業務改善に関して、時間外勤務の短縮に向けた業務改善方針や計画を策定している。 ■ ② 策定していない。

【参考(平成29年度調査結果との比較)】 所管する学校の業務改善方針・計画の策定状況



結果概要② 事務職員の校務運営への参画の推進

- 「学校事務の共同実施を実施している」と回答した教育委員会は、都道府県18(38.3%)、政令市14(70.0%)、市区町村1,096(63.8%)となっている。
- 「庶務事務システムを導入している」と回答した教育委員会について、都道府県や政令市はともに6割程度、市区町村は2割程度となっている。
- 「標準職務等において、企画委員会等への参加等、校務運営へ主体的に参画するよう示している。」と回答した教育委員会は、都道府県15(31.9%)、政令市11(55.0%)、市区町村312(18.2%)となっており、今後国が示す事務職員の標準職務例も踏まえて取組を促進する必要がある。

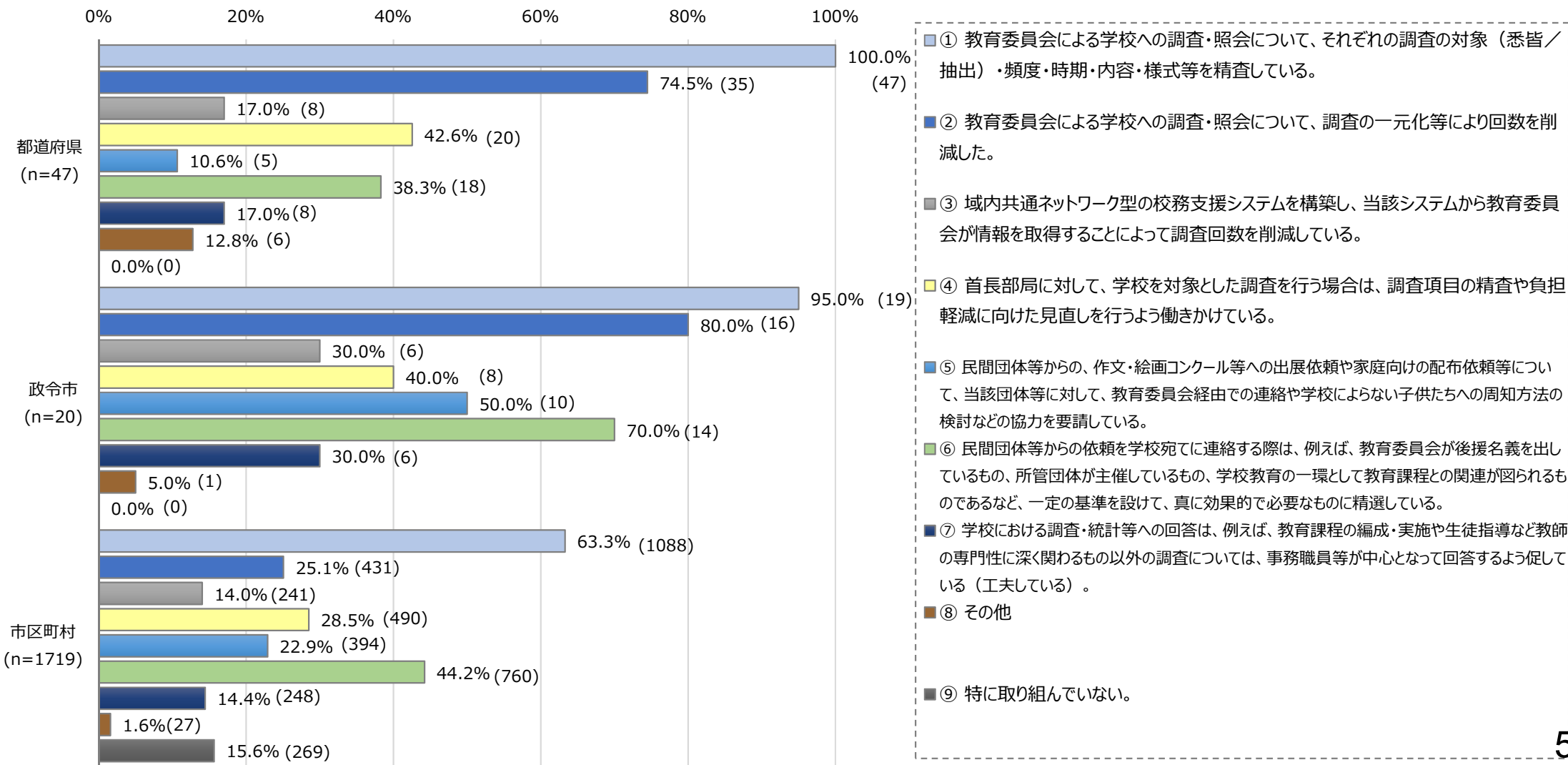


結果概要③ 調査・統計等への回答等に係る負担軽減の取組

○「教育委員会による学校への調査・照会について、それぞれの調査の対象(悉皆／抽出)・頻度・時期・内容・様式等を精査している。」と回答した教育委員会は、都道府県47(100%)、政令市19(95.0%)、市区町村1,088(63.3%)となっており、多くの教育委員会で取組が行われている。

○「教育委員会による学校への調査・照会について、調査の一元化等により回数を削減した。」と回答した教育委員会は、都道府県35(74.5%)・政令市16(80.0%)と比較的多い一方で、市区町村は431(25.1%)にとどまっている。

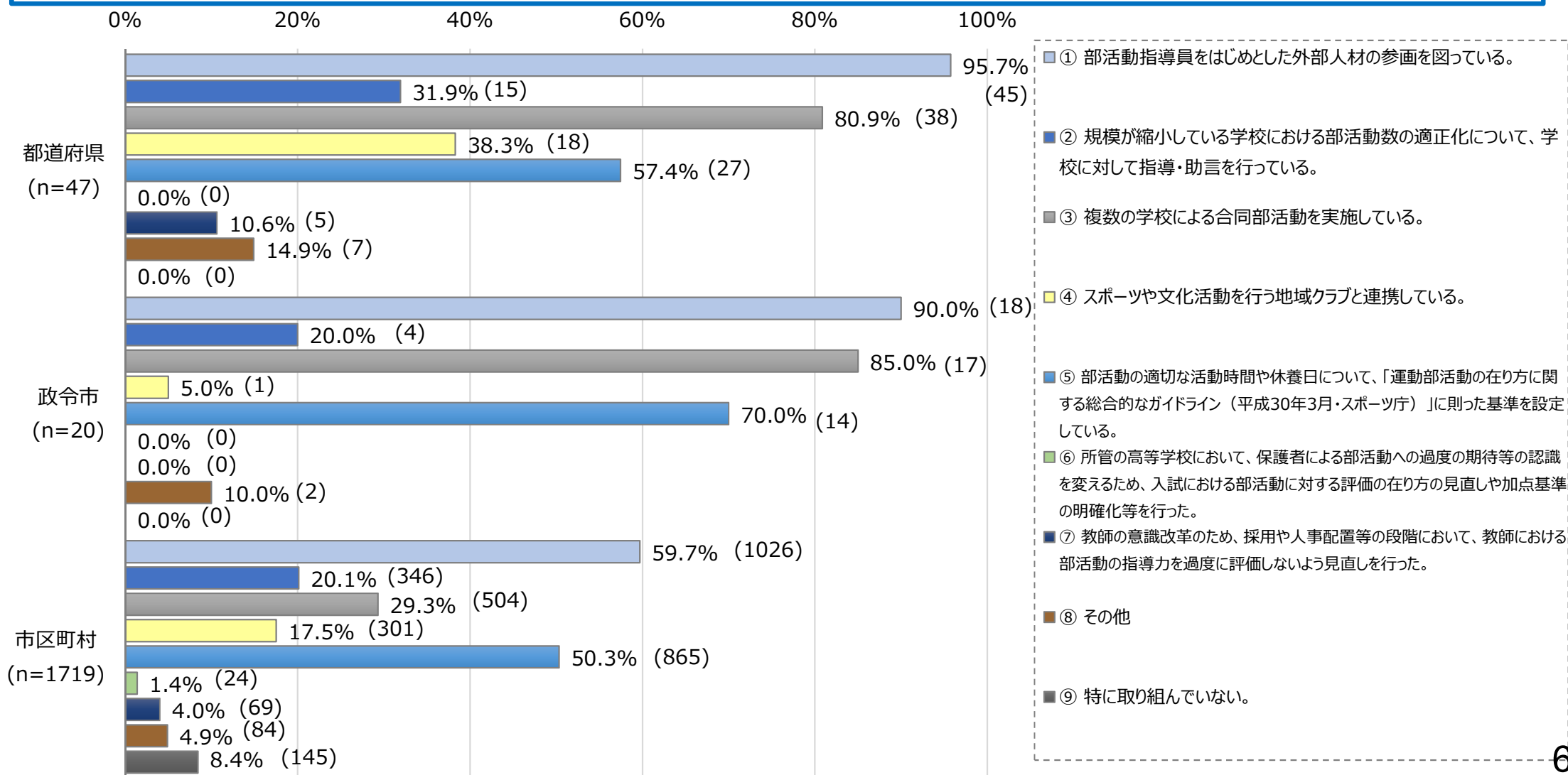
○「域内共通ネットワーク型の校務支援システムを構築し、当該システムから教育委員会が情報を取得することによって調査回数を削減している。」と回答した教育委員会は、都道府県8(17.0%)、政令市6(30.0%)、市区町村241(14.0%)となっている。



結果概要④ 部活動に係る負担軽減の取組について

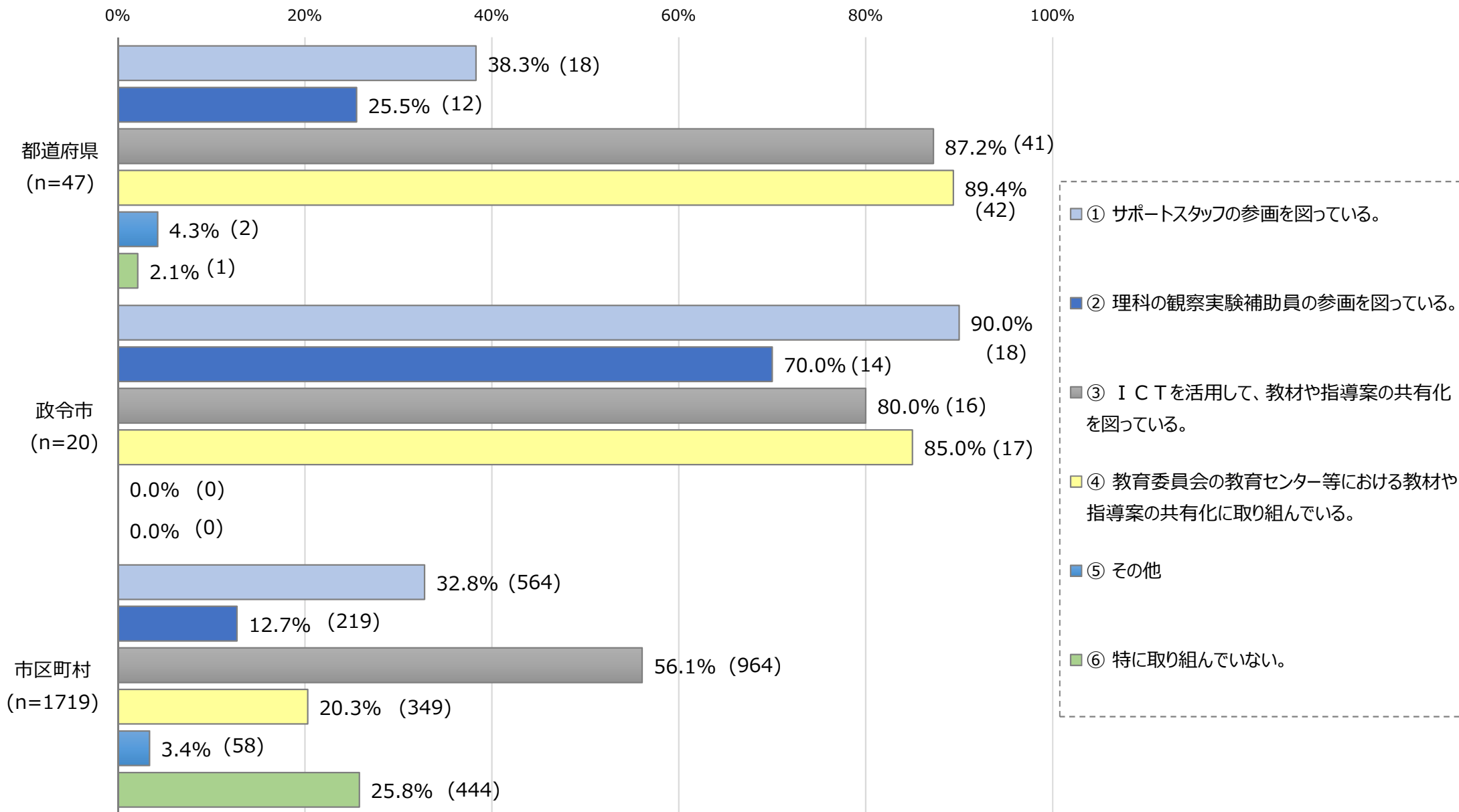
○「部活動指導員をはじめとした外部人材の参画を図っている。」と回答した教育委員会は、都道府県45 (95.7%)・政令市18 (90.0%)・市区町村1,026 (59.7%)となっており、多くの教育委員会で取組が行われている。

○「部活動の適切な活動時間や休養日について、『運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年3月・スポーツ庁)』に則った基準を設定している。」と回答した教育委員会は、都道府県27 (57.4%)、政令市14 (70.0%)、市区町村は865 (50.3%)となっている。



結果概要⑤ 授業準備に係る負担軽減の取組

○「サポートスタッフの参画を図っている。」と回答した教育委員会は、都道府県18(38.3%)、政令市18(90.0%)、市区町村564(32.8%)と政令市の取組が特に多い状況となっている。



結果概要⑥ 勤務時間管理や適正な勤務時間の設定に向けて所管の学校に対して取り組んでいる内容

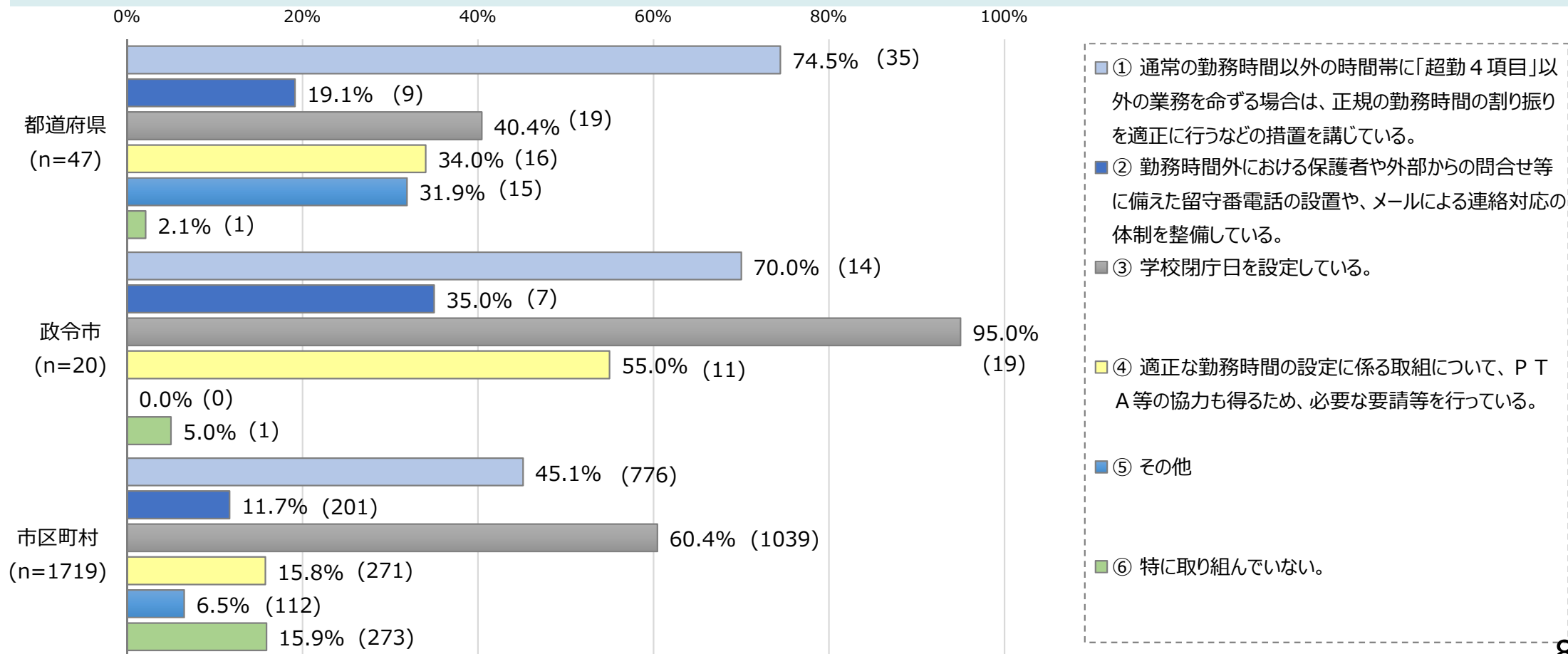
○「通常の勤務時間以外の時間帯に「超勤4項目※」以外の業務を命ずる場合は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講じている。」と回答した教育委員会は、都道府県35(74.5%)、政令市14(70.0%)、市区町村は776(45.1%)となっている。

○「学校閉庁日を設定している。」と回答した教育委員会は、都道府県19(40.4%)、政令市19(95.0%)、市区町村は1,039(60.4%)となっている。

○「勤務時間外における保護者や外部からの問合せ等に備えた留守番電話の設置や、メールによる連絡対応の体制を整備している。」と回答した教育委員会は、都道府県9(19.1%)、政令市7(35.0%)、市区町村は201(11.7%)となっている。

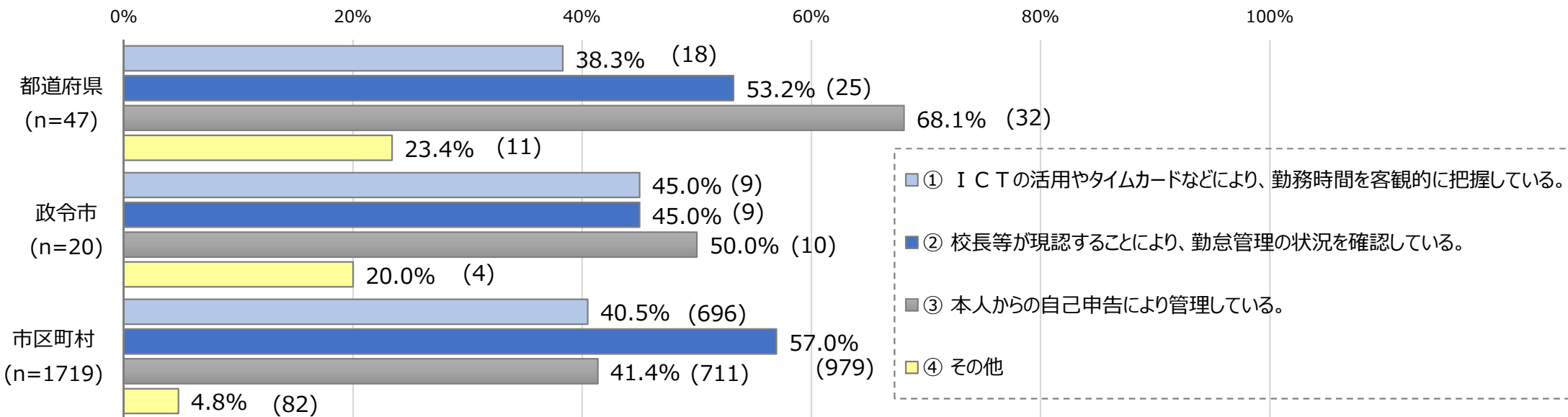
※公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法により、教育職員に時間外勤務を命ずる場合は、政令で定める特定の業務(超勤4項目)に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない場合に限ることとされている。

<超勤4項目> 1. 生徒の実習に関する業務 2. 学校行事に関する業務 3. 教職員会議に関する業務 4. 非常災害等のやむを得ない場合の業務

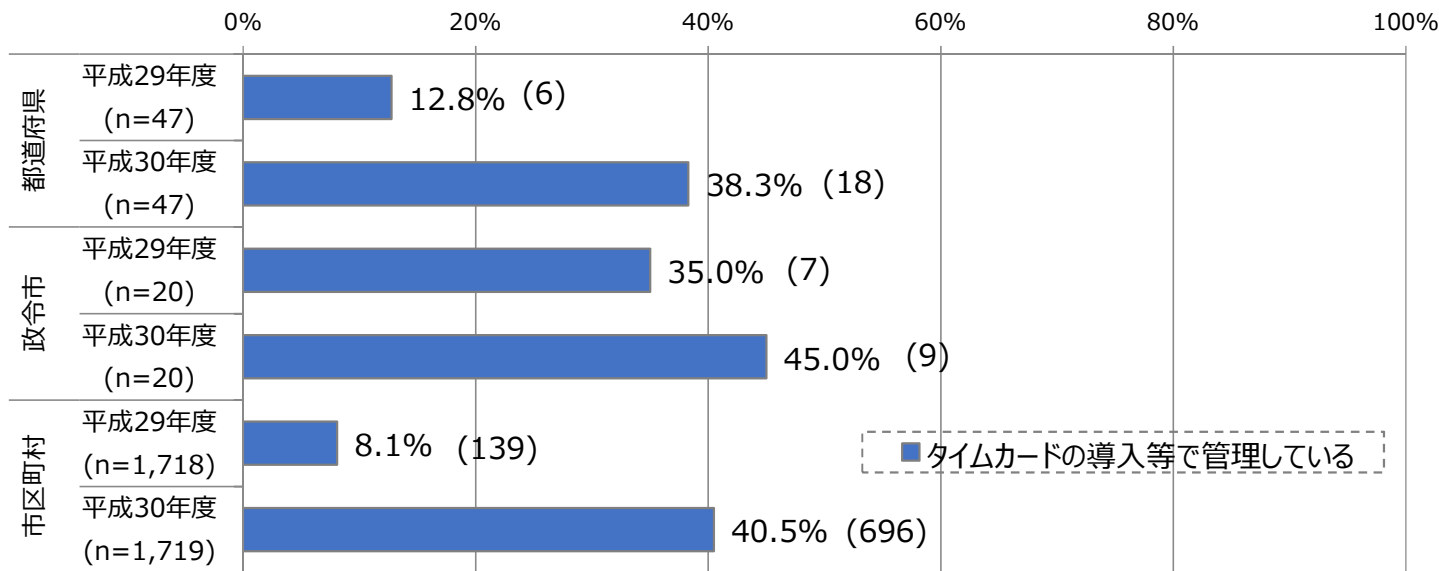


結果概要⑦ 教師の勤務時間管理の方法

○ 「ICTの活用やタイムカードなどにより、勤務時間を客観的に把握している。」と回答した教育委員会は、都道府県18(38.3%)、政令市9(45.0%)、市区町村は696(40.5%)となっており、それぞれ昨年度と比べ増加している。



【参考(平成29年度調査結果との比較)】 教師の勤務時間管理の方法(タイムカードの導入状況)



- 平成29年12月22日に中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」がまとめられた。
- 「中間まとめ」において示された具体的な方策を踏まえ、文部科学省が実施する内容を緊急対策としてとりまとめた。

1. 業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策

（1）業務の役割分担・適正化を進めるための取組

- 「中間まとめ」において示された、代表的な業務の在り方に関する考え方を踏まえ、学校や教師・事務職員等の標準職務を明確化し、各教育委員会の学校管理規則に適切に位置づけられるようモデル案を作成・提示する。
- 全国の教育委員会・学校で業務改善の取組を進めることができるように、優良事例を収集・周知する。
- 民間団体等からの出展依頼や配布物等について、学校の負担軽減に向けた協力の周知を実施する。
- 文部科学省内に、教職員の業務量を俯瞰し、一元的に管理する組織を整備するとともに、学校に関する業務を所管する部署は、新たな業務を付加するような制度改正等を行う際には、当該組織と前広に調整することを基本とする。
- コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等を通じた学校教育の質の向上等を進める。等

【参考】
これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方（「中間まとめ」より抜粋）

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
<p>①登下校に関する対応</p> <p>②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応</p> <p>③学校徴収金の徴収・管理</p> <p>④地域ボランティアとの連絡調整</p> <p>※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。</p>	<p>⑤調査・統計等への回答等（事務職員等）</p> <p>⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等）</p> <p>⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等）</p> <p>⑧部活動（部活動指導員等）</p> <p>部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。</p>	<p>⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等）</p> <p>⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）</p> <p>⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）</p> <p>⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等）</p> <p>⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等）</p> <p>⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）</p>

(2) それぞれの業務を適正化するための取組

登下校に関する対応	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体等が中心となって、学校、関係機関、地域の<u>連携を一層強化する体制を構築する取組</u>を進める。
学校徴収金の徴収・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>公会計化導入に向けたガイドライン</u>を作成し、各地方公共団体に公会計化をするよう促す。 ・それ以外の学校徴収金についても、公会計化に向けた好事例を提示する。
調査・統計等への回答等	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省が教育委員会や学校等を対象に実施している<u>調査の整理・統合</u>を行う。 ・教育委員会による学校への調査・照会について、調査の対象・頻度等の精査を促す。
部活動	<ul style="list-style-type: none"> ・本年度末までに、<u>運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン</u>を作成する。 ・顧問については、<u>部活動指導員や外部人材を積極的に参画</u>させるよう促す。 ・部活動指導員への支援は、スポーツ庁が作成予定のガイドラインを遵守すること等を条件とする。 ・大会・コンクール等の<u>主催者に対して、関連規定の改正等を行い、部活動指導員による引率や、複数校による合同チームや地域スポーツクラブ等の参加が可能となるよう要請</u>する。 ・入試における部活動に対する評価の在り方の見直し等の取組も検討するよう促す。 ・<u>将来的には</u>、環境が整った上で、部活動を地域単位の取組にし、<u>学校以外が担うことも検討</u>する。
授業準備	<ul style="list-style-type: none"> ・教材の印刷等の補助的業務や理科の実験や観察準備等について、教師との連携の上で、<u>サポートスタッフや理科の観察実験補助員の積極的な参画</u>を促進する。 ・<u>外国語</u>について、新学習指導要領に対応した教材を開発し、<u>希望する小学校に配布</u>する。
学習評価や成績処理	<ul style="list-style-type: none"> ・補助的業務は、教師との連携の上で、<u>サポートスタッフ等の積極的な参画</u>を促進する。 ・指導要録の参考様式の簡素化も含め、効果的で過度な負担のない学習評価の在り方を示す。
学校行事等の準備・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・従来学校行事とされてきた活動のうち、教科等の指導と位置づけることが適切なものについては、積極的に当該教科等の授業時数に含めるよう促す。 ・学校行事の精選や内容の見直しの取組を推進するための具体的な取組例を提示する。
支援が必要な児童生徒・家庭への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・専門スタッフに任せる業務を明確にするとともに、<u>専門スタッフの方がより効果的な対応ができる業務については、教師と連携しながら、これらの人材の積極的な参画</u>を促進する。 ・法的相談を受けるスクールロイヤー等の専門家の配置を進める。

※「中間まとめ」に記載された教育委員会等や各学校が取り組む方策については、文科省として必要な指導・助言等を行う。

2. 学校が作成する計画等・組織運営に関する見直し

- 学校単位で作成される計画については、計画の内容や学校の実情に応じて、統合して作成することも推進するよう促す。
- 各教科等の指導計画の内容等に応じて複数の教師が協力して作成し共有化するなどの取組を推進するよう促す。
- 児童生徒ごとに作成される計画については、学校や児童生徒の状況等に応じて複数の計画を1つにまとめることで、業務の適正化を図り、効果的な指導につなげられるよう、必要な支援計画のひな型を示し、教育委員会等の検討を促す。
- 類似の内容を扱う委員会等については、合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用を促す。 等

3. 勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制のための必要な措置

(1) 勤務時間管理の徹底・適正な勤務時間の設定

- 教師の勤務時間の管理を徹底する。タイムカード等により勤務時間を客観的に把握・集計するシステムの構築を促す。
- 登下校、部活動、学校の諸会議等について、教職員の勤務時間・休憩時間を考慮した時間設定を行うよう徹底する。
- 緊急時の連絡方法を確保した上で、留守番電話やメールによる対応等の体制整備に向けた方策を講ずることを促す。
- 部活動について、適切な活動時間や休養日の設定を行うためのガイドラインを示す。
- 長期休業期間において年次有給休暇を確保できるように一定期間の学校閉庁日の設定を行うことを促す。 等

(2) 教職員全体の働き方に関する意識改革

- 管理職のマネジメント能力養成のための研修を実施。各教育委員会等での働き方に関する必要な研修の実施の促進。
- 業務改善の観点からの、人事評価や学校評価の実施の促進。 等

(3) 時間外勤務の抑制のための措置

- 政府全体の「働き方改革実行計画」を参考にしつつ、教師の勤務時間に関する数値で示した上限の目安を含むガイドラインを検討し、提示する。

※「中間まとめ」において、更に検討すべきとされた課題については、引き続き検討を行う。

4. 「学校における働き方改革」の実現に向けた環境整備

- 「学校における働き方改革」を実現するために必要な環境整備のため、必要な予算の確保に努めていく。

5. 進捗状況の把握等

- 本緊急対策に掲げる取組については、既存の調査等を活用しつつ、進捗状況を把握し、必要な取組を進める。



I. 学校指導・運営体制の効果的な強化・充実

- 持ちコマ数の減等負担軽減とそれに伴う授業準備の充実
 - ▶ 小学校英語教育の早期化・教科化に伴う、
一定の英語力を有し、質の高い英語教育を行う専科指導教員の充実（新学習指導要領への対応） . . . +1,000人
 - ▶ 中学校における生徒指導体制の強化に必要な教員の充実 . . . +50人
 - 校長・副校長・教頭等の事務関係業務の軽減による学校の運営体制の強化
 - ▶ 学校総務・財務業務の軽減のための共同学校事務体制強化（事務職員） . . . +40人
- ※ 教職員定数については、複雑化・困難化する教育課題への対応分を含め、合計で1,595人の改善。

II. 教員以外の専門スタッフ・外部人材の活用



- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置促進 . . . 61億円 【SC:26,700校】 【SSW:7,500人】
 - スクール・サポート・スタッフの配置 . . . 12億円(新規) 【 3,000人】
- ※ 学習プリント等の印刷業務、授業準備の補助等、教員のサポートを担当するスタッフ
- 中学校における部活動指導員の配置 . . . 5億円(新規) 【 4,500人】
 - 理科の観察・実験の支援等を行う観察実験補助員の配置促進 . . . 2億円 【 3,100校】
 - いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究 . . . 0.1億円

III. 学校が担うべき業務の効率化及び精選



- 学校現場の業務改善を加速するための実践研究やアドバイザー派遣 . . . 1.3億円
- 都道府県単位での統合型校務支援システムの導入促進 . . . 3億円
- 地域と学校の連携・協働を通じた、登下校等の見守り活動の充実 . . . 1.1億円
- 学校給食費徴収・管理業務の改善・充実 . . . 0.2億円(新規)

○文部科学省として取り組む「学校における働き方改革に関する緊急対策」について周知するとともに、学校における働き方を見直し、限られた時間の中で教師の専門性を生かしつつ、授業や授業準備、研修の時間や、児童生徒と向き合うための時間を十分確保し、教師が自らの人間性を高め、児童生徒に対して効果的な教育活動を行うため、**各教育委員会等における取組(中教審「中間まとめ」で取り組むべきとされた方策)の徹底**を呼びかけるもの。

※私立学校及び国立大学附属学校にも別途周知

1. 学校における業務改善について

(1)業務の役割分担・適正化のために教育委員会が取り組むべき方策について

①業務改善方針・計画の策定及びフォローアップ

目標設定、PDCAサイクルの構築、業務実施の統一的な方針の策定等

②事務職員の校務運営への参画の推進

研修の実施、共同学校事務室の活用、庶務事務システムの導入等

③専門スタッフとの役割分担の明確化及び支援

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員等の専門スタッフの研修、人員確保等

④学校が教育活動に専念するための支援体制の構築

法的アドバイス、トラブル時の対応支援等

⑤業務の管理・調整を図る体制の構築

業務量について俯瞰し、業務を付加する際には調整を図る体制の構築

⑥関係機関との連携・協力体制の構築

教委主導による福祉部局・警察等関係機関との連携・協力体制の構築

⑦学校・家庭・地域の連携の促進

コミュニティ・スクールの導入、地域学校協働活動の推進等

⑧統合型校務支援システム等のICTの活用推進

校務支援システムの導入、教材の共有化、都道府県単位の取組等

⑨研修の適正化

重複した内容の整理・精選、報告書の簡素化、時期の工夫等

⑩各種研究事業等の適正化

研究テーマの精選、報告書の形式の工夫等

⑪教育委員会事務局の体制整備

教育委員会における業務の適正化、首長部局との連携等

⑫授業時数の設定等における配慮

教育課程の編成・実施の際の働き方改革への配慮

⑬各学校における業務改善の取組の促進

各学校の業務の可視化、経営方針の明確化、管理職の着実なマネジメント等、各学校における業務改善の取組の促進・支援

(2) 個別業務の役割分担及び適正化について

- 「中間まとめ」で示された考え方を踏まえ、下記の点に留意しつつ、下記個別業務の役割分担及び適正化を図ること。
- 下記個別業務の他、各学校や地域の状況、教育目標・教育課程に応じて発生する業務については、下記個別業務の整理を踏まえ、サービス監督権者である教育委員会において、その受皿の整備・確保を進めつつ、中心となる担い手を学校・教師以外の者に積極的に移行していくという視点に立って検討を行うこと。

基本的には 学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、 必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、 負担軽減が可能な業務
<p>①登下校に関する対応 学校・関係機関・地域の連携を一層強化する体制の構築</p> <p>②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 学校・警察等関係機関・地域の連携を一層強化する体制の構築</p> <p>③学校徴収金の徴収・管理 銀行振込・口座引落、教育委員会事務局や首長部局による徴収・管理の実施等</p> <p>④地域ボランティアとの連絡調整 学校側の窓口としての地域連携担当教職員を校務分掌上位置づけることの促進等</p>	<p>⑤調査・統計等への回答等 調査の対象・頻度・時期・内容・様式等の精査、研究事業の精査・精選、民間団体からの依頼に対する対応の精選等</p> <p>⑥児童生徒の休み時間における対応 地域人材等の参画・協力、輪番による負担軽減等の取組の実施</p> <p>⑦校内清掃 回数・範囲の合理的設定、地域人材等の参画・協力、輪番による指導の負担軽減等の取組の実施</p> <p>⑧部活動 部活動指導員等の積極的参画、部活動数の適正化、地域クラブ等との連携、活動時間や休養日の基準設定、入試における評価の見直し、人事配置等における評価の見直し等</p>	<p>⑨給食時の対応 学級担任と栄養教諭等との連携、ランチルームでの一斉給食、地域人材等の参画等の工夫の実施等</p> <p>⑩授業準備 サポートスタッフの積極的参画、ICTを活用した教材・指導案の共有化等</p> <p>⑪学習評価や成績処理 補助的業務へのサポートスタッフの積極的参画、ICTの活用等</p> <p>⑫学校行事の準備・運営 民間委託、外部人材の参画、行事の精選、授業時数に含めることの検討等</p> <p>⑬進路指導 外部人材等の参画・協力、検定試験等の民間委託、書類の簡素化等</p> <p>⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的人材の積極的参画、法的相談を受けるスクールロイヤー等の配置等</p>

(3) 学校が作成する計画等及び学校の組織運営に関する見直しについて

- ・業務適正化等の観点から、計画の統合も含め真に効果的な計画作成の推進
- ・個別の指導計画・教育支援計画等について、複数の教師が協力して作成し共有化するなどの取組の推進
- ・計画等の整理・合理化，PDCAサイクルで活用されやすい計画等のひな形の提示
- ・新たな課題に対する、既存の各種計画の見直しの範囲内での対応
- ・校内の委員会等について、合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用の徹底

等

2. 勤務時間管理の徹底及び適正な勤務時間の設定について

- ・厚生労働省のガイドラインを踏まえた教師の勤務時間管理の徹底
- ・ICTの活用やタイムカードなどにより勤務時間を客観的に把握・集計するシステムの構築
- ・登下校，部活動，学校の諸会議等の適切な時間設定、休憩時間の確保
- ・通常の勤務時間外に「超勤4項目」以外の業務を命ずる場合の、勤務時間の割り振り等適正な措置の徹底
- ・緊急時の連絡方法を確保した上での、留守番電話の設置やメールによる連絡対応等の体制整備
- ・一定期間の学校閉庁日の設定
- ・学校運営協議会の場等の活用による，保護者や地域の理解促進と必要な要請の実施

等

3. 教職員全体の働き方に関する意識改革について

- ・管理職のマネジメント能力を養成する研修の実施、管理職登用の際のマネジメント能力の適正評価
- ・学校の教職員全体に対する、働き方に関する必要な研修の実施
- ・学校の重点目標や経営方針への教職員の働き方に関する視点の導入，人事評価の活用
- ・学校評価への業務改善や教職員の働き方に関する項目の導入、第三者評価の積極的検討
- ・教育委員会の自己点検・評価における学校における業務改善の観点の導入

等

※これらのほか、今後の対応に当たっては、「中間まとめ」及び「緊急対策」を参考とすること。

※文部科学省としても、各教育委員会の取組状況について定期的にフォローアップを実施。